

議員提出議案第8号

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年12月18日提出

南相馬市議会議長 平田 武 様

提出者	南相馬市議会議員	田 中 一 正
賛成者	南相馬市議会議員	小 林 正 幸
”	”	渡 部 寛 一

提案理由

南相馬市議会議員定数条例を改正したことに伴い、南相馬市議会委員会条例で定める各常任委員会の委員の定数を改める必要が生じるため、所要の改正を行うものである。

南相馬市条例第 号

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例

南相馬市議会委員会条例(平成18年南相馬市条例第241号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分(以下「改正部分」という。)を、改正後の欄の改正部分に改める。

改正後			改正前		
(常任委員会の所属等)			(常任委員会の所属等)		
第2条 【略】			第2条 【略】		
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。			2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
【略】			【略】		
文教福祉常任委員会	<u>7人</u>	【略】	文教福祉常任委員会	<u>8人</u>	【略】
建設経済常任委員会	<u>7人</u>	【略】	建設経済常任委員会	<u>8人</u>	【略】

附 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。